

マイナンバーカードを作るとできる！

こんなこと

順次拡大中！

転出の手続きが市役所に行かなくてもできる！

マイナンバーカード*¹があれば、スマートフォン*²やパソコン*³を使ってマイナポータルから転出の手続きができます。

マイナポイント第2弾の対象となるマイナンバーカードの申請は2月28日(火)までですよ

転入や市内での住所変更(転居)の手続きの予約ができる！

マイナンバーカード*¹があれば、スマートフォン*²かパソコン*³を使ってマイナポータルから市役所へ行く日の予約ができます。また、マイナポータルで届け出に必要な事項を事前に入力しておくことで、届出書類の作成を簡略化することができます。



▲詳細はこちら



- *1…電子証明書が有効なもの
- *2…マイナポータルアプリ対応のもの
- *3…ICカードリーダライタが必要

問合せ 市民課へ内線1032

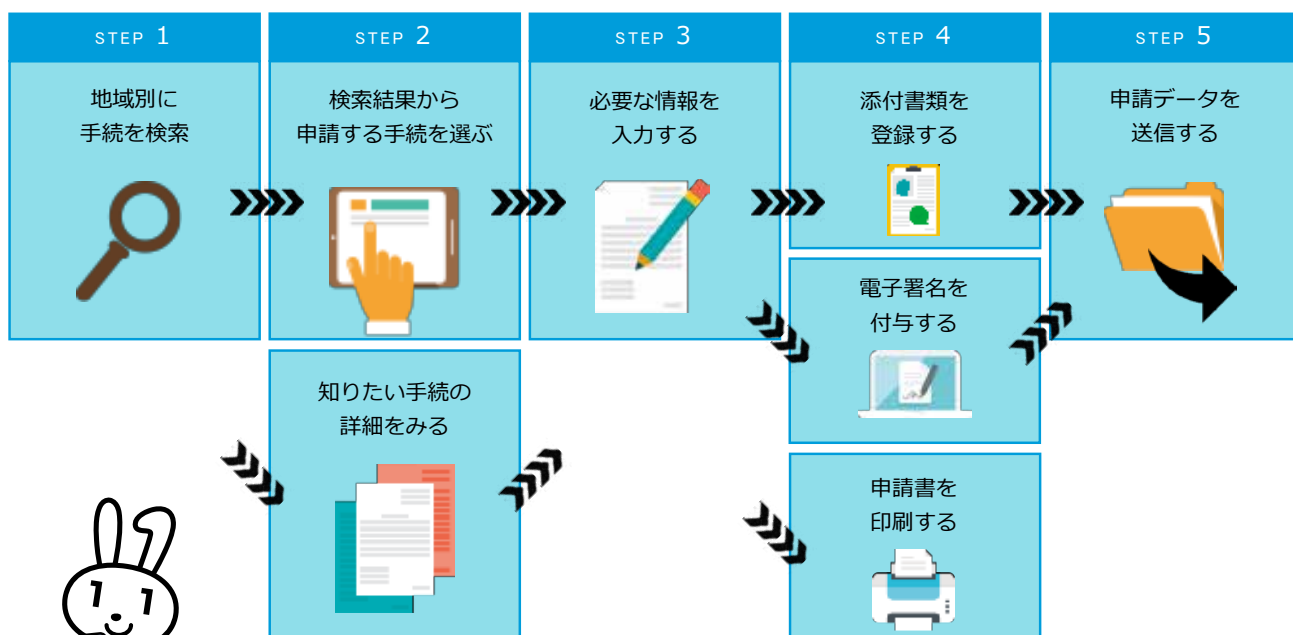
3月1日から、26の手続きがマイナポータル「ぴったりサービス」でできる！

3月1日(火)から、これまで市役所へ行く必要があった子育てや介護に関する手続きのうち26の手続きが、マイナポータル「ぴったりサービス」でできるようになります。対象となる手続きや詳細は、市公式ホームページをご覧ください。



詳細はこちら▶

ぴったりサービス ご利用の流れ



出典:マイナポータル (<https://app.oss.myna.go.jp/Application/resources/about/index.html>)

問合せ マイナンバー総合フリーダイヤルへ☎0120-95-0178
※申請内容に関することは市公式ホームページに記載の課へご連絡ください